

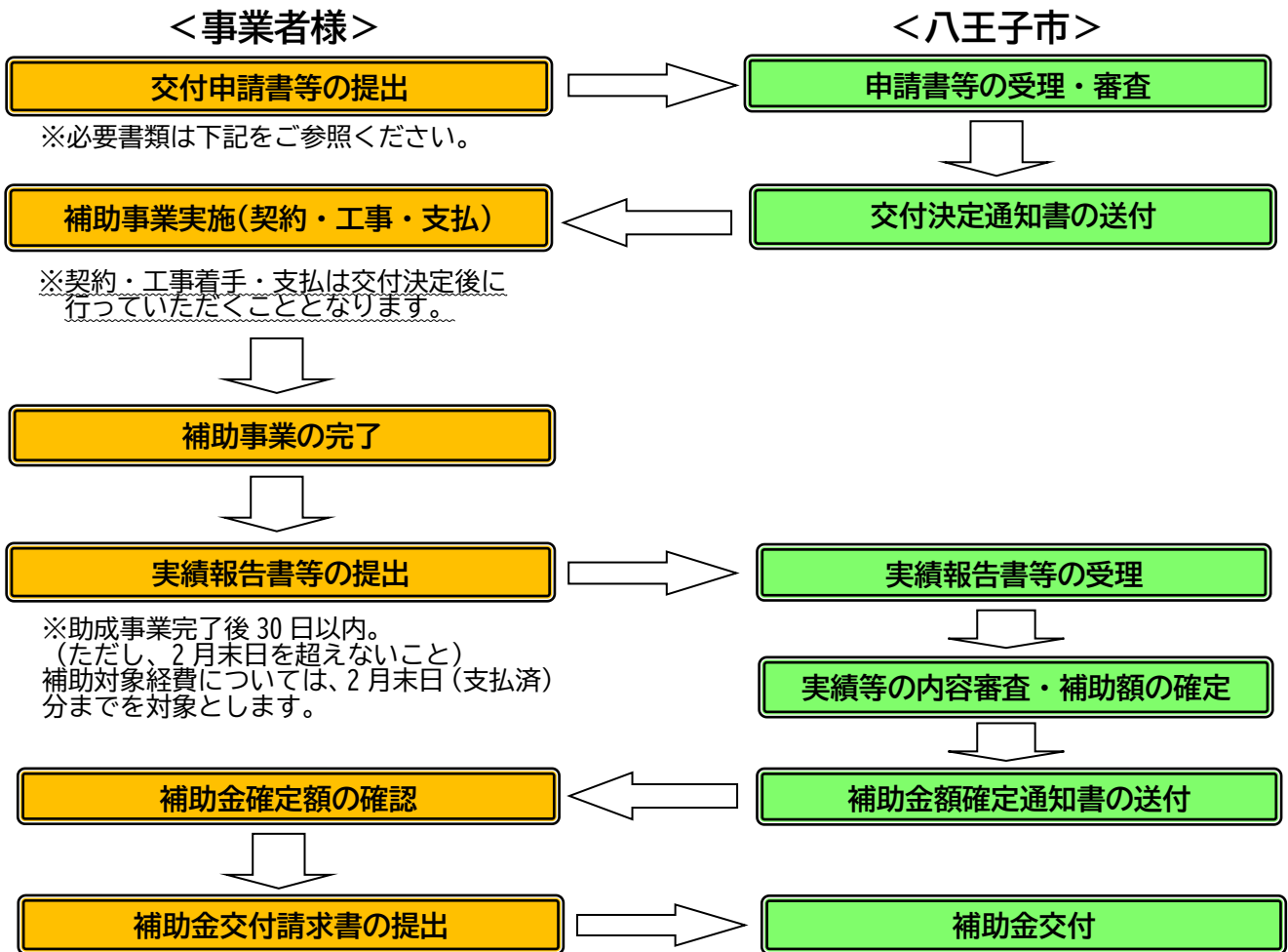
八王子市人材確保・定着支援補助金

令和8年度(2026年度)募集要項

八王子市では、市内の安定的な雇用の確保及び産業の活性化を図るため、市内の中小企業等における人材の確保及び職場定着の促進に資する取組に対して補助金を交付します。

	事業区分	内容
補助対象事業	採用力強化	採用ウェブサイトの新規開設又は改修、採用を目的とした動画・パンフレットの作成、求人広告の掲載、採用支援ツールの導入、人材紹介会社(成功報酬型含む)の新規利用、合同企業説明会・面接会等への出展、就職を前提とした工場見学・職場体験・インターンシップの実施等
	定着(ソフト)	人材定着を目的とした就業規則その他社内規程の新規作成又は改定に係る専門家への委託、人材定着を目的とした研修・資格取得、従業員向け社内文書の多言語化・やさしい日本語化・生活支援ガイド作成・日本語教育受講、勤怠・労務環境改善を目的としたデジタル化(初期費・導入支援)等
	定着(ハード)	休憩室、ロッカー、更衣室、トイレ等施設の新設又は改修、段差解消・手すり設置等のバリアフリー改修、外国語通訳・翻訳のシステム導入、猛暑・寒冷対策としての可搬型機器(スポットクーラー、ヒーター等)の購入、労働環境改善を目的とした作業服・防寒具等の購入等
	その他	市長が特に必要と認めるもの
	※各事業区分の事業費額が10万円を超えるものに限る。なお、複数の事業区分を申請することを妨げない。	
補助対象者	次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。 (1) 市内に事業所等を有し、当該事業所等において事業を営んでいること。 (2) 市税の滞納がないこと。 (3) 同一の事由で交付される国、都、市、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者ではないこと (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員その他これらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業等、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業を営む事業者ではないこと (7) 労働関係法令その他関係法令を遵守していること。	
補助対象経費	補助対象事業に係る経費とし、消費税及び地方消費税等の租税公課は補助対象経費には含まないものとする。 中古品の購入、汎用性が高く本事業の目的との関連性が薄い物品の購入、通常の補助対象者の営業活動に要する経費、リース料、保守点検に係る費用及びその他市長が不適当と認める経費は、補助対象外とする。また、有料サービスの定期的な利用料に関しては3か月分の費用を上限とする。	
補助率及び補助上限額	補助率 2/3 単独事業区分申請 上限30万円・複数事業区分申請 上限50万円 ※補助額算出の際に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。	
申請手続き	交付申請書及び添付書類(裏面参照)を補助事業実施(契約・工事・支払)前までにご提出下さい。詳細は、八王子市のホームページをご覧ください。	

～ 八王子市人材確保・定着支援補助金 交付手続フロー ～



※補助金交付申請時および実績報告時に市にて現地確認を実施する場合がございます。

補助金の交付に際して、契約内容や支払が確認できる書類を具備していない経費については対象外となります。(例:日付・相手方・内容・金額等が不明な銀行口座の引き落とし履歴のコピーや WEB 決裁の画面コピーなど)

◎ 補助金交付申請時に必要な書類 ◎

※(1)、(2)については、市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 八王子市人材確保・定着支援補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第1号様式別紙)
- (3) 見積書及び仕様書、内訳書等の根拠資料
- (4) 登記事項証明書
- (5) 従業員の数が確認できる書類
- (6) 直近事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ・申請先】 八王子市 産業振興部 産業振興推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話:042-620-7252

E-mail:b092000@city.hachioji.tokyo.jp